

「長瀬町内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針」の運用

平成24年2月16日作成

令和7年11月11日改正

1 大規模施設の木造化【方針第4】

3階以上又は3,000㎡を超える大規模な施設等であっても、シンボル性が高いものや多くの町民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。

2 混構造による木造化【方針第4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

3 木造化が困難な施設【方針第4・(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

4 特に木質化する施設【方針第4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア 学校、福祉施設など、子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ 多くの県民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

5 秩父地域産木材の使用【方針第4・3】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。

6 木材利用の留意点等【方針第4】

(1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。

(2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。

- (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的効果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。
- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

7 町有施設の備品及び消耗品 【方針第5】

- (1) 職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、現時点では調達が困難なため、本方針を適用しない。
- (2) 備品及び消耗品について、間伐材等(間伐材、小径材など)を用いた木製品の調達が可能な場合には、その使用に努める。

8 公共法人等への要請方法 【方針第7】

公共法人等が行う施設の整備及び土木工事について、各部局は、所管している国庫補助事業、県費補助事業及び町費補助事業の運用などにおいて、積極的な秩父地域産木材の利用が図られるよう努める。

9 方針の運用

方針の運用に必要な調整及び進行管理は、産業観光課において行う。